

宮監公表第 10 号
令和 7 年 3 月 24 日

宮崎市監査委員	阪	元	勇
宮崎市監査委員	松	浦	史典
宮崎市監査委員	松	山	清子
宮崎市監査委員	中	村	鉄兵

定期監査措置状況の公表について

令和 6 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
福祉部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
福祉部	行政財産目的外使用許可において、次のような不備があった。 ・令和5年度及び6年度の自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、土台等の突出部を確認するための資料が添付されておらず、添付されたカタログの外形寸法に自動販売機背面部分を含んだ面積で使用料を算出していた。(地域包括ケア推進課) ・令和6年度の介護認定審査室の駐車場の一部に係る行政財産目的外使用許可について、部長の専決であるにもかかわらず、課長までの決裁となっていた。(介護保険課)	・行政財産目的外使用許可及び使用料の算定を行う際には、前例踏襲とせず、相手方からの提出物の内容や行政財産使用料条例等の関連規程の確認を徹底するとともに、現地確認を行う。起案時には根拠規定及び現地写真を参考資料として添付し、起案者、決裁者ともに適切に算定されているか確認する。(地域包括ケア推進課) ・決裁時に担当者だけでなく、複数人が決裁権限に誤りがないかをチェックできるようにするため、決裁文書に添付する確認リストの確認項目に決裁区分に関する項目を追加しました。(介護保険課) 【追加した確認項目】 □ 行政財産目的外使用許可について、部長までの決裁となっているか。
福祉部	契約事務において、次のような不備があった。 ・医療的ケア児在宅レスパイト事業について、財務規則第127条第1項及び第135条第1項前段の規定により設計額や予定価格を設定すべきところ、これらを設定しないまま随意契約を締結していた。(障がい福祉課) ・認知症高齢者等支援事業について、予定価格は設計額(総額)で設定され、見積書は単価が記載されていたため、両者が比較できないものとなっていた。また、添付されている見積書はすべての物品の単価を含むものとなっていた。(地域包括ケア推進課)	・事業者との委託契約締結前に委託契約仕様書及び実施要綱により予定価格を設定し、随意契約を締結する。(障がい福祉課) ・契約事務を行う際には、前例踏襲とせず、相手方からの見積書の内容や契約事務処理マニュアルの確認を徹底する。起案時にはマニュアルの該当箇所を参考資料として添付し、起案者、決裁者ともに適正に契約事務が行われているか確認する。(地域包括ケア推進課)

部局名	指摘事項等	措置状況
福祉部	団体が貸し切ったバスに同乗して視察研修に参加した職員の旅費について、その他雑費を加算せずに支給していた。 (福祉総務課) (3)	・人事課等の関係課に確認を行ったうえでの支給であったが、過少算定の旅費については追加支給を行った。今後も、旅費の算定の際には、旅費支給条例や施行規則、旅費取扱マニュアルや旅費Q&A集に基づいて行い、不明確な事項は人事課に確認を行う。(福祉総務課)
福祉部	令和5年度の老人福祉施設保護措置(3月精算戻入分)に係る変更支出負担行為書について、福祉部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としていた。また、会計管理者までの合議が必要であるにもかかわらず、合議がされていなかった。 (地域包括ケア推進課) (4)	・起案時に事務決裁規程、財務規則等の関連規程の確認を徹底する。根拠規定は参考資料として添付し、起案者、決裁者ともに専決区分、合議区分を確認する。(地域包括ケア推進課)

令和7年2月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

